

**W T O 電子商取引共同声明イニシアティブ：  
オーストラリア、日本及びシンガポールの閣僚による声明**

新型コロナウイルスのパンデミックは、デジタル経済の重要性を強調し、デジタル・トランスフォーメーションを加速させ、デジタル貿易を規律する世界的なルールの必要性を高めている。電子商取引共同声明イニシアティブの共同議長国として、我々は、この課題への対応にコミットしている。本イニシアティブは、世界経済にとって決定的に重要な分野におけるW T Oのルールブックを更新するものになる。

我々は、新型コロナウイルス後の経済回復におけるデジタル経済の重要性を認識する。デジタル経済は、ビジネス、特に中小零細企業が世界市場にアクセスし、参入するための費用を引き下げることなどにより、途上国及び後発開発途上国であるW T O加盟国に膨大な機会をもたらす。デジタル貿易に関するW T Oのルール及び約束は、こうした機会の扉を開くことができる。

こうした背景の下、我々は、既存のW T O協定及び枠組みを基礎とする高い水準かつ商業的に意義のある成果に向けて、引き続き交渉を進めていく。我々は、引き続き包摂性を促進していくとともに、2019年1月の閣僚声明で立ち上げられた本交渉に可能な限り多くのW T O加盟国が参加することを促していく。

我々は、本交渉においてこれまでに得られた実質的な進捗を歓迎する。我々は、8の条文、すなわちオンラインの消費者の保護、電子署名及び電子認証、要求されていない商業上の電子メッセージ、政府の公開されたデータ、電子契約、透明性<sup>1</sup>、ペーパーレス貿易、開かれたインターネット・アクセスについて交渉グループ内での意見の十分な収れんを達成した。これらの分野において既に達成された成果は、消費者の信頼性を引き上げ、オンラインで取引するビジネスを支えることを含め、重要な便益をもたらす。

さらに、我々は、電子的な送信に対する関税、国境を越えるデータ流通、データ・ローカライゼーション、ソース・コード、電子的な取引の枠組み、サイバーセキュリティ、電子インボイスといった分野における条文提案を統合し、市場アクセスに関する議論を進めた。我々は、これらの分野における交渉を2022年の初めから強化していく。我々は、データ流通を可能とし、促進する規定が、高い水準かつ商業的に意義のある成果のための鍵であることに留意する。

---

<sup>1</sup> 本交渉の最終的な規定の適用範囲及び構造に従うものとする。

本イニシアティブの参加国は、ビジネスのための確実性と予見可能性を促進するにあたり、多国間での電子商取引モラトリアムの継続を支持する。共同議長国は、本イニシアティブの参加国の中で電子的送信に対して関税を賦課しないという慣行を恒久化することが極めて重要であると考えている。

我々は、本イニシアティブにおいて、約束の履行を含め、途上国及び後発開発途上国であるWTO加盟国の関与を支援することの重要性を認識する。我々は、一連のラウンドテーブル、対話、ウェビナーを通じたものを含め、キャパシティ・ビルディングの選択肢並びに先進国並びに途上国及び後発開発途上国であるWTO加盟国に対する履行の支援に関する議論を2022年に引き続き深化させていく。

これまでに達成された力強い進捗に鑑み、共同議長国は、2022年末までに大多数の論点における取れんを確保するため、共同声明イニシアティブの作業プログラムを作成するとともに、交渉における鍵となる論点について同年内に閣僚が指針を示す機会を特定する。

我々は、交渉を強化し、成功裡の妥結に向けて作業するにあたり、全ての参加国と協働することを楽しみにしている。

ダン・ティーハン オーストラリア連邦貿易・観光・投資大臣  
林 芳正 外務大臣  
萩生田 光一 経済産業大臣  
ガン・キムヨン シンガポール貿易産業大臣